

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)差圧計において、指示不良(指示値が運転中OkPaであったため、均圧したところ、目盛板下限値未満となった)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GIII	
2	3号機	主変圧器防災用排水ポンプ起動において、主変圧器防油堰脇地面より湧水が認められたため、当該排水ポンプ配管を点検・修理。	GIII	
3	3号機	原子炉建屋付属棟地下1階設置の照明用分電盤(3R21)電磁接触器において、異音の発生(ジー音)が認められたため、当該電磁接触器を交換。	GIII	
4	その他	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規定に基づく「表示付認証機器使用変更届」の作成時において、過去に届け出た使用届(平成21年1月)の機器名称2箇所(箇所)に誤記が認められたため、原子力規制委員会に報告すると共に、今回の使用変更届けに合わせて機器名称の変更を実施。	GIII	